

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室
特別研究員内規

令和3年1月21日制定
令和3年福祉健康科学研究科内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室内規（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室内規第3号）第14条の規定により、同内規第3条第7号に規定する特別研究員の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この内規において「特別研究員」とは、大分大学大学院福祉健康科学研究科福祉健康科学専攻臨床心理学コースを修了した者のうち、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター心理教育相談室（以下「相談室」という。）運営委員会が認めた者又は当該修了生以外の者のうち、当該委員会が適当と認めた者であって、相談室において研究に従事するものをいう。

(申請及び許可)

第3条 特別研究員として研究に従事しようとする者は、研究科長に対し、あらかじめ所定の申請書を提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、初めて特別研究員として申請する者は、履歴書等の関係書類を当該申請書に添付しなければならない。

2 研究科長は、前項の規定により申請があった場合は、相談室の業務に支障がない限り、研究を許可することができる。

(研究期間)

第4条 特別研究員の研究期間は1年以内とし、研究を許可する日の属する年度を超えないものとする。

(研究料)

第5条 研究科長は、特別研究員として研究に従事しようとする者から研究料を徴収し、その額は、月額4,270円（消費税等を含む。）とする。

2 研究料は、研究の期間に応じ、その全額を研究の開始前に納付しなければならない。

3 研究科長は、研究料を所定の期日までに納付しない者に対し研究の許可を取り消すものとする。

4 既納の研究料は、返還しない。

(関係規程等の遵守)

第6条 特別研究員は、研究に従事するに当たり、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の関係規程等を遵守し、研究科長の指示に従わなければならない。

(研究の停止及び取消し)

第7条 研究科長は、特別研究員が前条の規定に違反し、又は特別研究員としてふさわしくない行為があったときは、当該特別研究員の研究を停止させ、又は研究の許可を取り消すことができる。

(原状回復及び損害賠償)

第8条 特別研究員が、故意又は過失等により施設、設備等を毀損等した場合は、当該特別研究員は、速やかに原状に復し、又は当該損害を賠償しなければならない。ただし、研究科長が必要と認めるときは、その義務及び責任を減免することがある。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、特別研究員の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年1月21日から施行する。